

請求事務

のしおり

平成15年11月

第1編 医療保険制度の概要	2
Ⅰ 医療保険制度の内容一覧	2
Ⅱ 医療保険主な給付の内容	4
Ⅲ 社会保険医療の機構	19
Ⅳ 保険医療機関及び保険医療費担当規則	21
Ⅴ 老人保健法の規定による医療並びに 入院時食事療養費及び特定療養費に係る 療養の取扱い及び担当に関する基準	28
Ⅵ 「施術の同意」について	35
Ⅶ 医療保険各法と公費負担医療との関係	41
Ⅷ 診療報酬の請求・審査・支払	48
第2編 保険診療関係の各種届出手続	77
第3編 患者の受付と保険診療	88
第4編 診療録の記載上の注意	100
第5編 請求書・明細書の記載要領	110



大阪府医師会

〔国保用請求書（他府県）の記載例〕

政令指定都市

神戸市等

（神戸市等で区ごとに番号が異なる場合は、一番上に編綴した明細書の番号を記載する。）

請求先保険者の所在する都道府県及び保険者の名称を記載する。なお、東京都23特別区にあつてはそれぞれが1保険者であるので各区ごとに請求書を作成する。

〔他府県用〕 平成 年 月 分 診療報酬請求書（医科）

保険者

所在地
名称
開設者氏名
電話番号

下記のとおり請求する。

平成 年 月 日

保険者番号	区番号	医療機関コード
	27	

表別	1
医科	

国民健康保険

国保単独、退職者単独（70歳以上・三歳未満）及び公費との併用に係る分を記載する。

請求種別	請求内容	療養の給付				食事療養			
		件数	診療日数	点数	一部負担金	件数	日数	金額	標準負担額
一般国民健康保険	請求 入院								
	請求 入院外								
一般国民健康保険	請求 入院								
	請求 入院外								
一般国民健康保険	請求 入院								
	請求 入院外								
一般国民健康保険	請求 入院								
	請求 入院外								
退職者国民健康保険	請求 入院								
	請求 入院外								
退職者国民健康保険	請求 入院								
	請求 入院外								
退職者国民健康保険	請求 入院								
	請求 入院外								
退職者国民健康保険	請求 入院								
	請求 入院外								
退職者国民健康保険	請求 入院								
	請求 入院外								
退職者国民健康保険	請求 入院								
	請求 入院外								

注意 ※印の欄は記入しないこと。「一部負担金」の項は、薬剤一部負担金を除いた金額を記載すること。

〔他府県用〕

保険者番号	県番号	医療機関コード	表別
	27		医科 1

老人単独及び公費との併用に係る分を記載する。

		件数	診療実日数	点数	一部負担金	件数	日数	金額	標準負担額
老人九割	請求	入院			円			円	円
		入院外							
	※決定	入院							
		入院外							
老人八割	請求	入院							
		入院外							
	※決定	入院							
		入院外							

国保及び老人と公費との併用分のうち、公費に係る分を記載する。

		療養の給付				公費負担				
		件数	診療実日数	点数	一部負担金	一部負担金	件数	日数	金額	標準負担額(公費分)
請求	入院	入院			円				円	円
		入院外								
	※決定	入院								
		入院外								
請求	入院	入院								
		入院外								
	※決定	入院								
		入院外								

備考

			① 件数
老人 保険	九割	入院	
		入院外	
	八割	入院	
		入院外	

※高額療養費	一般被保険者	件数		退費者	件数	
		金額	円		金額	円

注意 ※印の欄は記入しないこと。「一部負担金」の項は、薬剤一部負担金を除いた金額を記載すること。